

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-8)

別紙1

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 酒井雅彦(モビリティ環境対策課長)			
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 騒音に係る環境基準達成状況(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
5 振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
6 悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費 (昭和63年度)	47 (43)	44 (40)	43 (33)	41	1.5,6	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0097					
モビリティ騒音・振動対策 (平成12年度)	93 (90)	87 (80)	78 (53)	84	2.3,4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0114					
施策の予算額・執行額	140 (133)	131 (120)	121 (86)	125	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)						